

## **社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令（案）の概要**

適格投資家向け投資運用業の創設に伴い、振替投資信託受益権の信託設定時における振替機関への通知事項について、所要の規定の整備を行う（第 3 条）。